

第4期地域福祉計画・第5次地域福祉活動推進計画の策定について

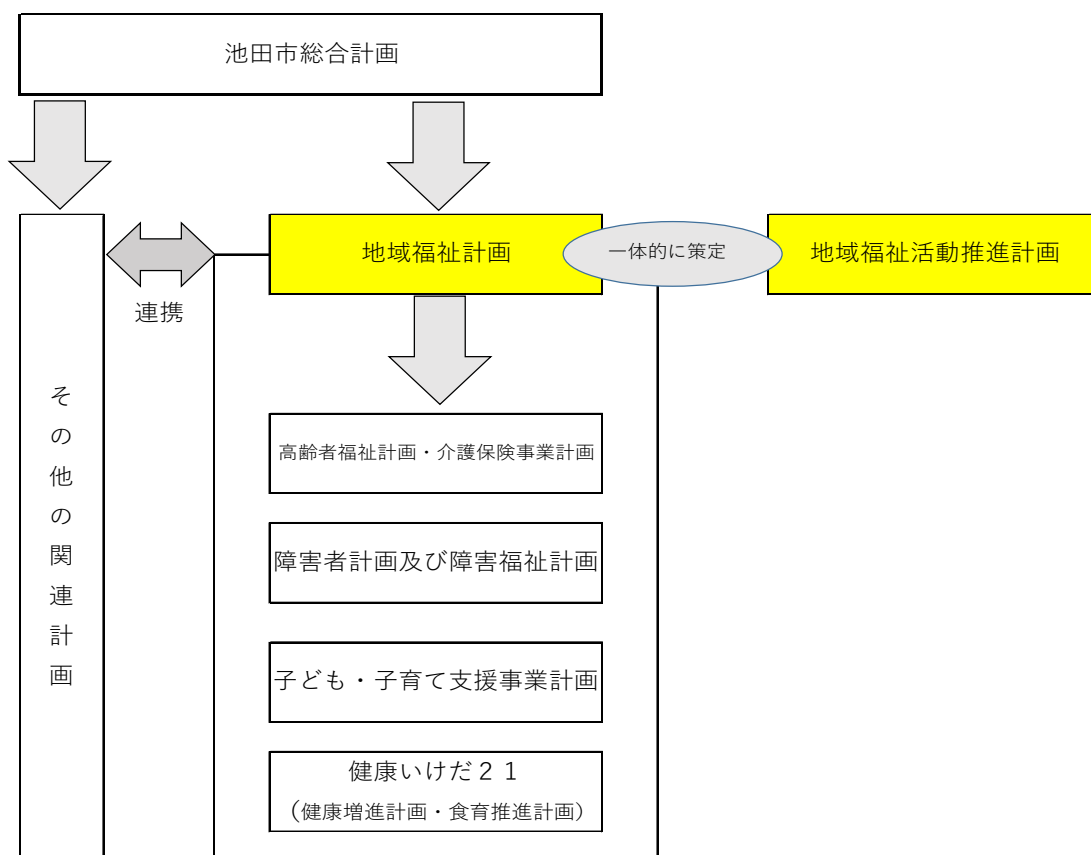
1. 策定の趣旨

「地域福祉計画」は、社会福祉法（第107条）に基づく計画で、市町村が地域福祉を推進する上での方向性や基本的な考えを示すものです。策定については、平成30年に法の一部改正により、任意とされていたものが努力義務とされ、さらに、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置づけられました。

本市の「池田市地域福祉計画」は、「池田市総合計画」を上位計画とし、「池田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「池田市障害者計画及び障害福祉計画」、「池田市子ども・子育て支援事業計画」等、各福祉分野の計画の「上位計画」の位置づけとなります。

また、「地域福祉活動推進計画」は、地域福祉計画で示された方向性を踏まえつつ、社会福祉協議会としての使命とあり方についての方向性を示すとともに、地域福祉にかかわる取組を具体的にどう推進していくかという行動方針を明らかにするためのものです。

令和5年度からの次期計画は、行政計画である「地域福祉計画」と、民間の活動・行動計画である「地域福祉活動推進計画」の一体的な策定を行います。両計画を一体的に策定することにより、行政や住民、地域活動団体やボランティア、事業所等、地域にかかわる関係者の役割を明確化し、地域福祉の推進を図ります。



2. 計画の期間

令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間とします。

ただし、国や大阪府等の動向を踏まえて、また、社会情勢の変化や関連計画との調整を考慮して、必要に応じて見直しを行うことがあります。

3. 策定における組織体制

高齢・福祉総務課と社会福祉協議会を合同事務局とし、下記のような組織体制で策定にあたる予定です。

（1）庁内検討体制

①素案検討委員会（R3、R4：各3回程度）

骨子や素案の検討及び調整を行います。

②実務担当者会議（R3、R4：各3回程度）

個別分野について、関係各課と検討・協議を複数回行う予定です。

（2）市民の参画方法

① 市民アンケート調査

市民意識調査を実施します。（無作為抽出 3,000 人）

地域福祉の現状や課題を共有し、第4期計画の策定に活かします。

② 福祉従事者向けアンケート調査

民生委員児童委員、地区福祉委員を対象に意識調査を実施します。

各委員の活動の現状を把握し、今後の活動普及と発展に反映させていきます。

③ ワーキンググループ（R3：3～4回）

福祉専門職、福祉実践者等と住民の生活課題・福祉課題を明らかにし、計画方針に反映させるための協議を行います。

④ 住民懇談会（R3～R4）

各小学校区において住民参加の懇談会を開催します。地域の生活課題・福祉課題を把握し、課題に対して地域で取り組めることについて計画に関連づけて話し合います。

⑤ 策定委員会（R3：1～2回、R4：2～3回）

公募による市民、学識経験者や各種団体の代表者等で構成し、計画案の調整及び決定を行います。

策定スケジュール及び体制について

